

高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 IT・コンテンツ産業クラスターの形成による本県産業の発展及び安定的な雇用の確保に資するものと知事が認めて第6条の規定に基づき指定するIT・コンテンツ企業(以下「指定企業」という。)<u>が、次の方法で県内に新たに事業所を設ける立地事業及び次の方法で県内に設置した事業所の補助期間内における雇用の拡大を伴う増設又は移転事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p>(1) 県外の本店の県内への所在地の変更  (2) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  (3) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  <u>(4) 県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立</u></p> <p><u>2 前項各号に掲げるもののほか、シェアオフィス利用推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号に規定する2段階立地型に係る補助金の交付を受けて県内に開設した本店、支店又は営業所が、指定企業として、前項の規定に基づき補助事業を実施する場合において、要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、このうち、県内に開設した本店については、県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立に限るものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の「本県産業の発展及び安定的な雇用の確保に資するもの」とは、次に掲げる要件を満たす企業とする。</u></p> <p>(1) 県内IT・コンテンツ企業の事業と競合しない事業を営む企業であること(競合する事業とは、県内への製品又はサービスの供給を主目的に行う事業等をいう。)  (2) 事業の成長性や継続性が見込まれる企業であること。</p> <p>第4条～第23条 (略)</p> <p>附 則  (施行期日)  1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。  (平成27年度のコンテンツ企業立地事業に関する経過措置)  2 平成27年度のコンテンツ企業立地事業については、第13条中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と、「3月以内」とあるのは「平成28年3月15日まで」と、別記第9号様式中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と読み替えるものとする。  3 この要綱は、<u>令和8年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条から第18条まで、第21条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県 IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 IT・コンテンツ産業クラスターの形成による本県産業の発展及び安定的な雇用の確保に資するものと知事が認めて第6条の規定に基づき指定するIT・コンテンツ企業(以下「指定企業」という。)<u>が、次の方法で県内に新たに事業所を設ける立地事業及び次の方法で県内に設置した事業所の補助期間内における増設事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p><u>(1) 県内での新規の会社の設立</u>  (2) 県外の本店の県内への所在地の変更  (3) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  (4) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  <u>(5) 県内に本店がある会社の新規の支店の県内設置</u></p> <p><u>2 前項の「本県産業の発展及び安定的な雇用の確保に資するもの」とは、次に掲げる要件を満たす企業とする。</u></p> <p>(1) 県内IT・コンテンツ企業の事業と競合しない事業を営む企業であること(競合する事業とは、県内への製品又はサービスの供給を主目的に行う事業等をいう。)  (2) 事業の成長性や継続性が見込まれる企業であること。</p> <p>第4条～第23条 (略)</p> <p>附 則  (施行期日)  1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。  (平成27年度のコンテンツ企業立地事業に関する経過措置)  2 平成27年度のコンテンツ企業立地事業については、第13条中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と、「3月以内」とあるのは「平成28年3月15日まで」と、別記第9号様式中「各年度の9月30日」とあるのは「平成28年1月31日」と読み替えるものとする。  3 この要綱は、<u>令和6年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条から第18条まで、第21条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則  この要綱は、平成30年4月12日から施行する。</p>

新	旧
<p>附 則 この要綱は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 8 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 4 年 4 月 12 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要綱は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年 8 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。</p>

新

別表(第5条関係)						
補助事業	雇用奨励金又は補助対象経費	補助率又は金額	限度額	適用期間	対象外	限度額
IT・コンテンツ 企業立地事業	県内新規雇 用奨励金 (1) 県内での新規雇用に係る奨励金 ・「補助率又は金額」欄の「イ及びウの労働者」については、6月 以上継続して雇用された県内新規雇用者を対象 ・ただし、当該事業所における県内新規雇用の「イ及びウ」の労働者数の 純増分のみを対象(シェアオフィス利用等) 費補助金の2段 階立地型により県内新規雇用奨励金を受領している補助事業者 の場合で、当該雇用者が実績報告時点で退職しているときは、 当該人数分を対象人数から除外する ・「補助率又は金額」欄の「エ、オの労働者」については、当該事業 所における県内新規雇用奨励金対象者数が減らず、登用により アの正規職員数が純増する場合に限り、その純増分のみが対象	次の雇用形態ごとに定められた算式を用いて得られた額以内 ア イの正規職員以外正規職員 県内新規雇用人数×120万円 イ 正規職員のうち短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上)又は無期雇用派遣労働者 県内新規雇用人数×80万円 ウ 非正規職員(週所定労働時間が20時間以上) 県内新規雇用人数×40万円 エ、オ 上記イ又はウの補助を受けた者で補助対象期間中にアの正規職員に登用され、かつ、登用後6月以上継続して雇用された者 エ イの補助を受けた者の人数×40万円 オ ウの補助を受けた者の人数×80万円 (注) 障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に 規定する障害者をいう。障害者の雇用人数が全雇用者数の2パーセント以上である場合に限 る。)及び新規学卒者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及 び小学校を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校を卒業してから1年以内の者。た だし、ウの非正規職員を除く。)については、県内新規雇用人数×15万円を加算する。	6月の雇用を達成 後、1人につき1回 限り	3年間	・「補助率又は金額」欄の規定する奨励金を受けた者を補助 対象期間中に同欄のイの正規職員に登用する場合 ・支店又は事務所を開設した場合に本店等から当該支店に社員を 派遣する場合	3年間における限 度額 2億5,000万円
事業所開設費	(2) 事業の用に供する償却資産の取得に要する経費	5分の1以内	なし	補助金交付決 定日から、操業 開始後原則6 月以内	・土地及び建物の取得(購入によるものに限る。)に要する経費 ・資産の所在する市町村において申告対象とならないもの	
	(3) 事業所の改修に伴う償却資産の取得に要する経費 ・事業所として利用される専用部分(補助事業者のみが使用し、 他人の使用を禁止し得る権利の効力が及ぶ建物の特定部分を いう。)のみが対象。ただし、当該専用部分以外に設置されるもの であっても身体障害者の就業に必要なスロープ等の建物の附随 設備となるものの設備改修を含むこととする。	2分の1以内	500万円		・耐用年数が1年未満のもの ・取得価格又は取得原価相当額が10万円未満のもの ・法人税法施行令第133条及び第133条の2の規定による一括 償却を適用しているもの ・固定資産税の課税対象から除外されている償却方法が適用さ れているもの ・ソフトウェア等の無形固定資産 など	
事業所運営費	(4) 建物の賃借に要する経費 ・賃借料及び共益費が対象(共益費については、賃貸借契約に 明示されたもので、補助事業者が負担するものに限る。)	2分の1以内	なし	3年間	・建物の所有者が補助事業者の役員(会社法第329条第1項に規 定する役員をいう。)又は親会社等(会社法第2条第4号の2に規 定する親会社等をいう。)である場合の建物の賃借に要する経費 ・敷金、権利金、駐車場料金等	
	(5) IT・コンテンツに係る事業の用に供する通信に要する経費 ・工事費等の初期費用、基本料金(回線使用料、付加機能使用 料、屋内配線使用料及び機器使用料をいう。)、通話料等が対象	2分の1以内	なし		・回線の設置に当たって必要となるユニバーサル料	
	(6) IT・コンテンツに係る事業の用に供する償却資産のリース及 び賃借に要する経費	2分の1以内	事業所における リース数×1万 5,000円×事業期 間(月数)		・事業所開設費の補助対象外経費と同様	
	(7) IT・コンテンツに係る事業及び社内情報システムの用に供する SaaS等の月額課金によるソフトウェア利用に要する経費	2分の1以内	事業所における人 数×1万円×事業 期間(月数)		・営業支援ツール、監視カメラツール等のIT・コンテンツに係る事業 の用に直接供しないサービスの利用料	
	(8) IT・コンテンツに係る技術の習得のための人材研修に要する 経費 ・IT・コンテンツビジネスの職務に直接的に必要となる技術の習得 を目的とした研修が対象 ・外部講師招聘に係る経費、会場費、機器借上費、外部の研修 機関や民間企業に社員を派遣して実施する研修に係る受講料等 が対象	2分の1以内	なし		・社内講師を用いて実施するOJT研修 ・マナー研修等のIT・コンテンツに係る技術の習得のためでない研 修 ・高知県が主催する研修に係る受講料等	
	(9) 人材の募集に要する経費 ・人材募集広告費、説明会会場借上費等が対象	2分の1以内	なし		・人材募集に関する具体的な記載がない会社、商品等の広告	

(注) ※補助対象経費に公租公課は含みません。

別表(第5条関係)

補助事業	補助対象経費	補助率又は金額		適用期間	補助対象外	補助限度額
			限度額			
IT・コンテンツ 企業立地事業	(1) 県内での新規雇用に係る奨励金 ・「補助率又は金額」欄のイ及びウの労働者については、6月以上継続して雇用された県内新規雇用者を対象 ・ただし、 <b>初回申請時以外</b> は当該事業所における県内新規雇用奨励費対象者数の純増分のみを対象 ・「補助率又は金額」欄のエ、オの労働者については、当該事業所における県内新規雇用奨励費対象者数が減少し、登用によりアの正規職員数が純増する場合に限り、その純増分のみを対象	次の雇用形態ごとに定められた算式を用いて得られた額以内 ア イの正規職員以外の正規職員 <b>県内新規雇用人数×120万円</b> イ 正規職員のうち短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上)又は無期雇用派遣労働者 <b>県内新規雇用人数×80万円</b> ウ 非正規職員(週所定労働時間が20時間以上) <b>県内新規雇用人数×40万円</b> エ、オ 上記イ又はウの補助を受けた者で補助対象期間中にアの正規職員に登用され、かつ、登用後6月以上継続して雇用された者 <b>エ イの補助を受けた者の人数×40万円</b> <b>オ ウの補助を受けた者の人数×80万円</b> (注) 障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者をいう。障害者の雇用人数が全雇用者数の2パーセント以上である場合に限る。)及び新規学卒者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校を卒業してから1年以内の者。ただし、ウの非正規職員を除く。)については、県内新規雇用人数×15万円を加算する。	6月の雇用を達成後、1人につき1回限り	3年間	・「補助率又は金額」欄の規定する補助を受けた者を補助対象期間中に同欄のイの正規職員に登用する場合 ・支店又は事務所を開設した場合に本店等から当該支店に社員を派遣する場合	3年間における <b>補助限度額</b> <b>2億5,000万円</b>
事業所開設費	(2) 事業の用に供する償却資産の取得に要する経費	5分の1以内	なし	補助金交付決定日から、操業開始後原則6月以内	・土地及び建物の取得(購入によるものに限る。)に要する経費 ・資産の所在する市町村において申告対象とならないもの	
	(3) 事業所の改修に伴う償却資産の取得に要する経費 ・事業所として利用される専用部分(補助事業者のみが使用し、他人の使用を禁止し得る権利の効力が及ぶ建物の特定部分を含む。)のみが対象。ただし、当該専用部分以外に設置されるものであっても、身体障害者の就業に必要なスロープ等の建物の附随設備となるものの設備改修を含むこととする。	2分の1以内	500万円		・耐用年数が1年未満のもの ・取得価格又は取得原価相当額が10万円未満のもの ・法人税法施行令第133条及び第133条の2の規定による一括償却を適用しているもの ・固定資産税の課税対象から除外されている償却方法が適用されているもの ・ソフトウェア等の無形固定資産 など	
事業所運営費	(4) 建物の賃借に要する経費 ・賃借料及び共益費が対象(共益費については、賃貸借契約に明示されたもので、補助事業者が負担するものに限る。)	2分の1以内	なし	3年間	・建物の所有者が補助事業者の役員(会社法第329条第1項に規定する役員をいう。)又は親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)である場合の建物の賃借に要する経費 ・敷金、権利金、駐車場料金等	
	(5) IT・コンテンツに係る事業の用に供する通信に要する経費 ・工事費等の初期費用、基本料金(回線使用料、付加機能使用料、屋内配線使用料及び機器使用料をいう。)、通話料等が対象	2分の1以内	なし		・回線の設置に当たって必要となるユニバーサル料	
	(6) IT・コンテンツに係る事業の用に供する償却資産のリース及び賃借に要する経費	2分の1以内	事業所における リース数×1万 5,000円×事業期 間(月数)		・事業所開設費の補助対象外経費と同様	
	(7) IT・コンテンツに係る事業の用に供するSaaS等の月額課金によるソフトウェア利用に要する経費	2分の1以内	事業所における人 数×1万円×事業 期間(月数)		・営業支援ツール、監視カメラツール等のIT・コンテンツに係る事業の用に直接供しないサービスの利用料	
	(8) IT・コンテンツに係る技術の習得のための人材研修に要する経費 ・IT・コンテンツビジネスの職務に直接的に必要となる技術の習得を目的とした研修が対象 ・外部講師招聘に係る経費、会場費、機器借上費、外部の研修機関や民間企業に社員を派遣して実施する研修に係る受講料等が対象	2分の1以内	なし		・社内講師を用いて実施するOJT研修 ・マナー研修等のIT・コンテンツに係る技術の習得のためでない研修 ・高知県が主催する研修に係る受講料等	
(9) 人材の募集に要する経費 ・人材募集広告費、説明会会場借上費等が対象	2分の1以内	なし		・人材募集に関する具体的な記載がない会社、商品等の広告		

(注) ※補助対象経費に公租公課は含みません。

別記

第1号様式 (第6条関係)

IT・コンテンツ企業指定申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名

このことについて、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、IT・コンテンツ企業指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 県内の事業所の名称

2 事業所の所在地

3 立地区分

- (1) 県外の本店の県内への所在地の変更
- (2) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置
- (3) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設
- (4) 県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立

4 事業所規模及び面積

5 その他知事が必要があると認める事項

6 添付書類

- (1) 事業計画概要書 **【別紙1】**
- (2) 直近3箇月間の月次合計残高試算表(貸借対照表及び損益計算書) **【別紙2】**  
※新規起業の場合は提出不要
- (3) 定款及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(設立中の会社にあつては、定款及び発起人又は社員の名簿)
- (4) 直近三期分の営業報告書、貸借対照表、損益計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類(法人を設立しようとするものにあつては、株式の引受け又は出資の状況若しくは見込みを記載した書類)
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書で、指定申請日の1月以内に交付されたもの
- (6) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書 **【別紙3】**
- (7) 事業所の位置図及び平面図(座席レイアウトを含む。)
- (8) 通信機器及び専用回線の仕様書等システム構成が分かるもの

別記

第1号様式（第6条関係）

IT・コンテンツ企業指定申請書

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名

このことについて、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、IT・コンテンツ企業指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 県内の事業所の名称

2 事業所の所在地

3 立地区分

- (1) 県内での新規の会社の設立
- (2) 県外の本店の県内への所在地の変更
- (3) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置
- (4) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設
- (5) 県内に本店がある会社の新規の支店の県内設置

4 事業所規模及び面積

5 その他知事が必要があると認める事項

6 添付書類

- (1) 事業計画概要書 **【別紙1】**
- (2) 直近3箇月間の月次合計残高試算表（貸借対照表及び損益計算書）  
※新規起業の場合は提出不要 **【別紙2】**
- (3) 定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（設立中の会社にあつては、定款及び発起人又は社員の名簿）
- (4) 直近三期分の営業報告書、貸借対照表、損益計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類（法人を設立しようとするものにあつては、株式の引受け又は出資の状況若しくは見込みを記載した書類）
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書で、指定申請日の1月以内に交付されたもの
- (6) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書 **【別紙3】**
- (7) 事業所の位置図及び平面図（座席レイアウトを含む。）
- (8) 通信機器及び専用回線の仕様書等システム構成が分かるもの

新

第1号様式【別紙1】【別紙2】【別紙3】～第3号様式（略）

第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名  
生 年 月 日

高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付申請書

高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

金	円
---	---

2 立地区分

(1) 県外の本店の県内への所在地の変更 (2) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置 (3) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設 (4) 県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立
---

(注)該当するものを○印で囲んでください。

3 スケジュール

建物取得又は賃貸借契約予定日	年 月 日
建物賃借開始予定日	年 月 日
建物改修工事着手予定日	年 月 日
建物改修工事完了予定日	年 月 日
設備設置完了予定日	年 月 日
人材募集広告の契約予定日	年 月 日
雇用開始予定日	年 月 日
操業開始予定日	年 月 日
人材研修開始予定日	年 月 日

(注)上記日付が補助金交付決定日以後であれば補助金交付の対象となります。

4 補助事業実施計画書（別紙）

第1号様式【別紙1】【別紙2】【別紙3】～第3号様式（略）

## 第4号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名  
生 年 月 日

## 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付申請書

高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

## 1 補助金交付申請額

金 円

## 2 立地区分

- (1) 県内での新規の会社の設立  
(2) 県外の本店の県内への所在地の変更  
(3) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  
(4) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  
(5) 県内に本店がある会社の新規の支店の県内設置

(注) 該当するものを○印で囲んでください。

## 3 スケジュール

建物取得又は賃貸借契約予定日	年 月 日
建物賃借開始予定日	年 月 日
建物改修工事着手予定日	年 月 日
建物改修工事完了予定日	年 月 日
設備設置完了予定日	年 月 日
人材募集広告の契約予定日	年 月 日
雇用開始予定日	年 月 日
操業開始予定日	年 月 日
人材研修開始予定日	年 月 日

(注) 上記日付が補助金交付決定日以後であれば補助金交付の対象となります。

## 4 補助事業実施計画書（別紙）



第4号様式 別紙(略)

第5号様式(第10条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名

## 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高 第 号で交付の決定がありました高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金に係る補助事業を変更したいので、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 1 補助金交付決定額

金 円

## 2 補助金変更交付申請額

金 円

## 3 立地区分

- (1) 県外の本店の県内への所在地の変更  
(2) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  
(3) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  
(4) 県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立

(注)該当するものを○印で囲んでください。

## 4 スケジュール

	変 更 後	変 更 前
建物取得又は賃貸借契約(予定)日	年 月 日	年 月 日
建物賃借開始(予定)日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事着手(予定)日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事完了(予定)日	年 月 日	年 月 日
設備設置完了(予定)日	年 月 日	年 月 日
人材募集広告の契約(予定)日	年 月 日	年 月 日
雇用開始(予定)日	年 月 日	年 月 日
操業開始(予定)日	年 月 日	年 月 日
人材研修開始(予定)日	年 月 日	年 月 日

## 5 補助事業変更実施計画書(別紙)

第4号様式 別紙 (略)

## 第5号様式 (第10条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名

## 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高 第 号で交付の決定がありました高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金に係る補助事業を変更したいので、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 1 補助金交付決定額

金 円

## 2 補助金変更交付申請額

金 円

## 3 立地区分

- (1) 県内での新規の会社の設立  
(2) 県外の本店の県内への所在地の変更  
(3) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  
(4) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  
(5) 県内に本店がある会社の新規の支店の県内設置

(注)該当するものを○印で囲んでください。

## 4 スケジュール

	変 更 後	変 更 前
建物取得又は賃貸借契約(予定)日	年 月 日	年 月 日
建物賃借開始(予定)日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事着手(予定)日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事完了(予定)日	年 月 日	年 月 日
設備設置完了(予定)日	年 月 日	年 月 日
人材募集広告の契約(予定)日	年 月 日	年 月 日
雇用開始(予定)日	年 月 日	年 月 日
操業開始(予定)日	年 月 日	年 月 日
人材研修開始(予定)日	年 月 日	年 月 日

## 5 補助事業変更実施計画書 (別紙)

第5号様式 別紙～第8号様式（略）

第9号様式（第13条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名

## 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高 第 号で交付の決定がありました高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金について、 年度の補助事業が終了しましたので、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 1 補助金実績報告額

金 円

## 2 立地区分

- (1) 県外の本店の県内への所在地の変更  
(2) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  
(3) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  
(4) 県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立

(注)該当するものを○印で囲んでください。

## 3 スケジュール

	実 績	交付申請時
建物取得又は賃貸借契約日	年 月 日	年 月 日
建物賃借開始日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事着手日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事完了日	年 月 日	年 月 日
設備設置完了日	年 月 日	年 月 日
人材募集広告の契約日	年 月 日	年 月 日
雇用開始日	年 月 日	年 月 日
操業開始日	年 月 日	年 月 日
人材研修開始日	年 月 日	年 月 日

## 4 補助事業実績調書（別紙）

## 5 補助事業者の要件を満たすことを証する書類

本店及び本県の事業所に係る国税、都道府県税並びに市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書で、実績報告日の1月以内に交付されたもの

第5号様式 別紙～第8号様式（略）

## 第9号様式（第13条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
法人名  
代表者 職・氏名

## 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高 第 号で交付の決定がありました高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金について、 年度の補助事業が終了しましたので、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 1 補助金実績報告額

金 円

## 2 立地区分

- (1) 県内での新規の会社の設立  
(2) 県外の本店の県内への所在地の変更  
(3) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  
(4) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  
(5) 県内に本店がある会社の新規の支店の県内設置

(注)該当するものを○印で囲んでください。

## 3 スケジュール

	実 績	交付申請時
建物取得又は賃貸借契約日	年 月 日	年 月 日
建物賃借開始日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事着手日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事完了日	年 月 日	年 月 日
設備設置完了日	年 月 日	年 月 日
人材募集広告の契約日	年 月 日	年 月 日
雇用開始日	年 月 日	年 月 日
操業開始日	年 月 日	年 月 日
人材研修開始日	年 月 日	年 月 日

## 4 補助事業実績調書（別紙）

## 5 補助事業者の要件を満たすことを証する書類

本店及び本県の事業所に係る国税、都道府県税並びに市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書で、実績報告日の1月以内に交付されたもの

新

第9号様式 別紙1～11 (略)

12 県内雇用者名簿

番号	氏名	生年月日	住所	雇用形態	雇用開始日	登用者 (登用開始日)	令和 年 月 日 加算該当者		本事業期間 補助対象者
							障害者	新規学卒者	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

交付要綱第3条第2項に規定する補助事業を実施する場合は、シェアオフィス利用推進事業費補助金の補助対象期間終了時の雇用者名簿（見込）を以下に作成してください。

番号	氏名	生年月日	住所	雇用形態	雇用開始日
1					
2					
3					
4					

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条の労働者名簿から転記してください。  
（各年度の9月30日時点又は事業完了日若しくは廃止日時点）
- 事業所別被保険者台帳の記載順に記入してください。
- 補助金対象者は、「雇用形態」欄に正規職員（期間を定めないで雇用されるイ以外の労働者）を「ア」、正規職員（期間を定めないで雇用される週所定労働時間が20時間以上の短時間労働者又は派遣労働者）を「イ」、非正規職員（期間を定めて雇用される週所定労働時間が20時間以上の労働者）を「ウ」と記入してください。（6か月以上継続して雇用された職員のみが補助対象となります。）
- 登用による補助金対象者は、「イ」から「ア」への登用者は「登用者」欄に「エ」、「ウ」から「ア」への登用者については「オ」と記入するとともに、下段に括弧書きで登用開始年月日を記入してください。（登用後6か月以上継続して雇用された職員のみが補助対象となります）
- 障害者加算の該当者は「加算該当者の障害者」欄に「○」印を、新規学卒者加算の該当者については「加算該当者の新規学卒者」欄に「○」印を記入してください。
- 本事業期間における補助金対象者（登用による補助及び加算を含む）は、「本事業期間補助対象者」欄に「○」印を記入してください。（上記3及び4を満たし、今年の9月30日時点で在籍している職員のみが本事業期間の補助対象となります。）

第9号様式 別紙1～11 (略)

12 県内雇用者名簿

番号	氏名	生年月日	住所	雇用形態	雇用開始日	登用者 (登用開始日)	令和 年 月 日 加算該当者		本事業期間 補助対象者
							障害者	新規学卒者	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条の労働者名簿から転記してください。  
(各年度の9月30日時点又は事業完了日若しくは廃止日時点)
- 事業所別被保険者台帳の記載順に記入してください。
- 補助金対象者は、「雇用形態」欄に正規職員（期間を定めないで雇用されるイ以外の労働者）を「ア」、正規職員（期間を定めないで雇用される週所定労働時間が20時間以上の短時間労働者又は派遣労働者）を「イ」、非正規職員（期間を定めて雇用される週所定労働時間が20時間以上の労働者）を「ウ」と記入してください。（6か月以上継続して雇用された職員のみが補助対象となります。）
- 登用による補助金対象者は、「イ」から「ア」への登用者は「登用者」欄に「エ」、「ウ」から「ア」への登用者については「オ」と記入するとともに、下段に括弧書きで登用開始年月日を記入してください。（登用後6か月以上継続して雇用された職員のみが補助対象となります）
- 障害者加算の該当者は「加算該当者の障害者」欄に「○」印を、新規学卒者加算の該当者については「加算該当者の新規学卒者」欄に「○」印を記入してください。
- 本事業期間における補助金対象者（登用による補助及び加算を含む）は、「本事業期間補助対象者」欄に「○」印を記入してください。（上記3及び4を満たし、今年の9月30日時点で在籍している職員のみが本事業期間の補助対象となります。）

第9号様式 別紙13～14 (略)

第10号様式 (第14条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

法人名  
代表者 職・氏

## 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高 第 号で交付の決定がありました高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金について、補助事業が終了しましたので、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 1 補助金実績報告額

金 円

## 2 立地区分

- (1) 県外の本店の県内への所在地の変更  
(2) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置  
(3) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設  
(4) 県外に本店がある会社等による県内での新規の会社の設立

(注)該当するものを○印で囲んでください。

## 3 スケジュール

	実 績	交付申請時
建物取得又は賃貸借契約日	年 月 日	年 月 日
建物賃借開始日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事着手日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事完了日	年 月 日	年 月 日
設備設置完了日	年 月 日	年 月 日
人材募集広告の契約日	年 月 日	年 月 日
雇用開始日	年 月 日	年 月 日
操業開始日	年 月 日	年 月 日
人材研修開始日	年 月 日	年 月 日

## 4 補助事業実績調書 (別紙)

第11号様式～第13号様式 (略)

## 第10号様式 (第14条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

法人名

代表者 職・氏

## 高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高 第 号で交付の決定がありました高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金について、補助事業が終了しましたので、高知県IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 1 補助金実績報告額

金 円

## 2 立地区分

- (1) 県内での新規の会社の設立
- (2) 県外の本店の県内への所在地の変更
- (3) 県外に本店がある会社の新規の支店の県内設置
- (4) 県外に本店がある会社の新規の営業所の県内開設
- (5) 県内に本店がある会社の新規の支店の県内設置

(注)該当するものを○印で囲んでください。

## 3 スケジュール

	実 績	交付申請時
建物取得又は賃貸借契約日	年 月 日	年 月 日
建物賃借開始日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事着手日	年 月 日	年 月 日
建物改修工事完了日	年 月 日	年 月 日
設備設置完了日	年 月 日	年 月 日
人材募集広告の契約日	年 月 日	年 月 日
雇用開始日	年 月 日	年 月 日
操業開始日	年 月 日	年 月 日
人材研修開始日	年 月 日	年 月 日

## 4 補助事業実績調書 (別紙)